

告示第10号

令和8年度の納期期日を次のとおり指定したので、双葉町税条例（昭和33年双葉町条例第5号）第18条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

双葉町長 伊澤 史朗

1 令和8年度 軽自動車税の納期限の延長

税目	期別	当初の納期及び納期限	変更後の納期及び納期限
軽自動車税	全期	4月11日～ 4月30日	4月11日～ 6月1日